訪問調査について

訪問調査を受けるにあたり、調査の公正性と円滑な実施のために、対象機関で準備いただく資料や具体的な手順について説明します。

1. 事務局へ検証の申請を提出すると、事務局は申請資料の確認を行います。内容の不備や不足があった場合、資料の修正や追加提出を求める場合があります。期日までに対応をお願いします。
2. 事務局は申請書類の確認後に、別表にしたがい検証料金の請求を行います。検証料金は機関の規模、飼養保管施設の数等により異なります。検証料金の支払いは、申請時に行うことを原則としますが、申請機関の規程により報告書の受領後に支払うことを希望する場合は、料金請求時にご連絡ください。なお、検証料金には、検証手数料、調査員の交通費、謝金等をすべて含んでいますので、これ以外の金銭的負担はありません。
3. 検証料金の納入を確認した後、事務局から訪問調査の日程調整の照会を行います。訪問調査当日に対応する関係者の日程を確認の上、回答ください。
4. 訪問調査の日程、調査員を確定後、事務局より連絡します。調査員は対象機関の規模、研究分野、地域等を考慮して、専門委員の中から選定します。
5. 書面調査は、対象機関より提出される現況調査票、自己点検・評価報告書、その他の資料を対象として行います。添付資料が多い場合には、添付資料のリストを付け、閲覧しやすいようにファイル等で整理してください。
6. 訪問調査は、関係者のヒアリング、根拠資料の確認、施設の視察等により行います。機関における具体的な動物実験の実施状況、実験動物飼養保管状況について回答できる関係者（動物実験委員会委員長、中核的な飼養保管施設の管理者および実験動物管理者、担当事務職員等）の同席が必須となります。多くの飼養保管施設を有する機関の場合、委員長等が一括してヒアリングに対応していただいても構いませんが、答えられない場合には各飼養保管施設の実験動物管理者等に連絡が取れるよう、待機させていただくとよいでしょう。
7. 訪問調査時に用意いただく資料は以下のとおりです。なお、これらの資料は閲覧の対象であり、原則として調査員が持ち帰ることはありません。

①　自己点検評価報告書および現況調査票のコピー

②　自己点検・評価の際に対象とした根拠資料

③　事前に指示された追加資料

④　その他、対象機関による説明の参考となる資料

⑤　資料は、全体のリストを準備すると共に、閲覧しやすいようにファイル等で整理してください。

1. 訪問調査時の大まかなスケジュールは以下のとおりですが、事例により異なることもあります。目安とお考えください。
	* 1. 現況調査票および自己点検・評価報告書による概要説明　　　30分程度

（以前に検証を受けた場合は、検証結果および改善事項について質問をする場合があります。）

* + 1. 資料の説明・ヒアリング

③ 資料の内容確認（調査員のみで実施）　　　　　　　　　　 30分程度

④ ヒアリング　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 60分程度

⑤ 施設の視察　　　　　　　　　施設面積　 ～1000㎡ 　 30分程度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　1000～4000㎡ 　　 30～60分程度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　4000㎡～ 　　　 60～120分程度

⑥　質疑、総評　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 30分程度

1. 施設の視察は主に飼養保管施設を対象とし、施設における実験動物の飼養保管の状況、施設の維持管理状況を中心に、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」に沿って確認をします。飼養保管施設の数が多い場合、機関における中核的な飼養保管施設は必須とし、他の施設は調査員と対象機関の関係者が協議の上、決定します。ただし、既に第1期プログラムで検証を実施した機関において、当時の訪問調査時に現場確認を行わなかった飼養保管施設がある場合は、それらを優先的に視察することもあります（研究内容や施設の管理上の問題で、視察が不都合な場合は考慮します）。
2. 機関に多数の飼養保管施設がある場合、施設の管理上の制約もあり全施設を視察することは困難です。各施設ごとに、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」に沿って説明していただきます。また、各施設ごとに、以下の状況を説明できるよう、写真やスライド等でご準備下さい。（飼育設備、給排気口や排水溝等の逸走防止措置、扉や窓、衛生設備（洗浄、消毒、滅菌設備）、飼料の保管場所、動物死体や汚物の保管場所、遺伝子組換え動物の飼育に当たっては表示、その他実験動物の飼養保管状況）
3. 視察時に、随時、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等にヒアリングを行うことがあります。
4. 訪問調査の終了後、外部検証委員会より対象機関に「検証結果報告書（案）」を送付し、確認を求めます。これに対して、対象機関は理由を沿えて意見を申し立てることができます。
5. 外部検証委員会は、最終的な「検証結果報告書」を対象機関に通知します。対象機関の長は、「検証結果報告書」をホームページ等で公開するとともに、機関内の動物実験関係者（特に、動物実験委員会委員、飼養保管施設の管理者および実験動物管理者、動物実験責任者、事務担当者等）に周知してください。
6. 検証は繰り返し実施することを推奨します。対象機関は、検証の結果を反映した改善目標を立て、動物実験の適正化をさらに推進してください。